

定例監査の結果

1 監査の期間

令和8年6月15日から令和8年7月3日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部 土木課及び河川港湾課

(2) 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 土木課

ア 契約事務

- (イ) 検査職員について、予め任命できる契約の範囲を超えて年度当初に任命しているものがあつた。

【「物品・役務」の契約事務の手引き】

イ 文書取扱事務

- (イ) 文書管理システムに登録していないものがあつた。

【文書取扱規程】

(2) 河川港湾課

- (イ) 検査職員について、予め任命できる契約の範囲を超えて年度当初に任命しているものがあつた。

【「物品・役務」の契約事務の手引き】

イ 文書取扱事務

- (ア) 文書管理システムに登録していないものがあった。

【文書取扱規程】